

第67回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：令和3年10月19日（火）

13：30～14：45

場所：ユートリー 1階 大ホールB

司 会： 本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

私は、本日、司会を務めさせていただきます、環境保全課県境再生対策グループの佐藤でございます。

会議に先立ちまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、事前に送付させていただいた、次第、出席者名簿、席図
資料1-1、1-2、1-3、資料2、資料3、資料4-1、4-2、4-3、
資料5-1、5-2となっています。不足などございませんでしょうか。

それでは、ただ今から「第67回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」
を開催いたします。

本日は、野呂委員がオンラインでの参加となっております。

また、藤原委員の代理といたしまして、二戸市環境推進室の佐藤しのぶ様が出席されておりますことを御報告します。

それでは、開会にあたりまして、環境生活部長の佐々木から御挨拶申し上げます。

佐々木部長： 皆さん、こんにちは。

青森県環境生活部長の佐々木と申します。本日はよろしくお願いいいたします。

末永会長をはじめ、委員の皆様にはお忙しい中、本日の会議に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、午前の現場視察に引き続いての会議ということになります。長時間でございますが、どうぞよろしくお願いいいたします。

午前中の現場の視察では、昨年度協議をいただきました地下水浄化に係る第3次評価結果に基づきまして行いました、追加対策工事、そして跡地整備工事の進捗状況を御確認いただいたところでございます。

また、現在、現場内の地下水の汚染物質の濃度に関しましては、環境基準値以下になるように、浄化に全力を挙げて取り組んでおります。

1.4-ジオキサンをはじめとする汚染物質の濃度は着実に低下しているというふうに考えております。

本日は、令和3年環境モニタリング調査の結果、そして岩手県が県境部に設置しております鋼矢板の扱い、そして環境再生計画に基づく県の取組内容などについて御説明をさせていただくこととしております。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見、御助言を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日は、よろしく願いいたします。

司 会： それでは、議事に移ります。

ここからの議事進行につきましては、協議会設置要領第4第4項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、末永会長に議事進行をお願いいたします。

末永会長： 会長を仰せつかっている末永でございます。

今日、先ほど、佐々木部長の方からもありましたが、午前中から多くの委員の方々は現場の方に行かれたということで、私も当初は行く予定にしていたんですが、急遽、用事が入りまして、残念ながら行けませんでした。

前もって県の方々にお聞きしたところ、順調に原状回復といいましょうか、森のようになってきているというようなことをお伺いしておりました。

今日の議題は、先ほど、佐々木部長の方からありましたようなことが中心でございますが、皆さん方から積極的な御意見をいただければなと思っております。

本日は、議事が半分ぐらい進んだところで、10分程度、換気するということで、休憩を取らせていただきながら進めさせていただきたいと、そのように思っております。

会議の時間は2時間弱ということでありますので、3時半ぐらいまでを目途に進めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、1番目の案件に入らせていただきます。

令和3年環境モニタリング調査結果中間報告でございますが、これに関しまして、事務局から御説明いただきます。よろしく願います。

事務局： 青森県環境保全課県境再生対策グループの竹谷と申します。本日はよろしく願います。座って御説明させていただきます。

私の方から、環境モニタリング調査結果中間報告といたしまして、令和3年1月から9月の測定結果を資料1-1、1-2、1-3に基づき御説明させていただきます。

それでは、まず、資料1-1を御覧ください。

令和3年1月から9月の水質モニタリングにおいて、周辺河川・湧水等8地点で調査した結果、全ての地点において環境基準値を超える値は検出されませんでした。

次に周辺地下水については、6地点で調査を実施した結果、こちらも全ての地点において環境基準値を超える値は検出されませんでした。

遮水壁内の地下水につきましては、37地点で調査をした結果、一部の地点において、1,4-ジオキサン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ベンゼンの環境基準値超過が確認されております。

資料1-2の28ページを御覧ください。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素につきましては、観測井戸ア-38から検出されており、測定値の推移を下の段のグラフに示しております。前回の協議会において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、廃棄物由来とは考えにくく植樹のための客土や苗木ポットの養分の影響が考えられることなどから、浄化終了の要件を設定しないと整理されてございますので、引き続きモニタリングを継続し、測定結果の推移を注視して参りたいと考えてございます。

次にベンゼンにつきましては、観測井戸ア-43において環境基準値超過が確認されてございます。その測定値の推移を中段のグラフに示してございます。ベンゼンの濃度につきましては、平成30年10月のピークから徐々に低下している傾向が見られるため、引き続き測定値の推移を注視して参りたいと考えてございます。

次に1,4-ジオキサンについてです。

資料1-3を御覧ください。

まず、浄化対策の実施状況については、既存の揚水井戸から揚水を継続するとともに注水井戸、大口径注水井戸及び浸透柵に雪解け直後の3月の中旬から注水を実施してございます。

また、県境部に設置されている注水井戸3基につきましては、岩手県の大口径北から取水した水を冬期間において注水できるよう改造を行い、通年、注水を実施してございます。

今年度新設した注水用横ボーリング2本及び注水井戸3基につきましては、それぞれ完成直後から注水を実施してございます。

次に1,4-ジオキサンの濃度の状況について御説明いたします。

資料の2ページを御覧ください。

まず、第65回協議会で決定された現場内の地下水の浄化終了要件は、枠内に記載してあるとおりでございますが、全ての観測地点の測定結果が基本的に1年間継続して環境基準値を下回った場合には、浄化終了と判断する、ということにしてございます。

また、4つのエリアそれぞれについて、平均濃度の年平均値が環境基準値を下回り、かつ流末部の濃度の年平均値が環境基準値を下回った場合には、揚水による浄化を終了することとしてございます。

次に第一帯水層につきましては、1,4-ジオキサンの濃度が1年間継続して環境基準値以下となっている地点は、12地点中6地点でございました。

この他、直近の測定値が環境基準値以下となっている地点は2地点でございました。

県境部のエリア平均濃度の年平均値は、環境基準値以下となっておりますので、揚水による浄化の終了要件を満たしてございます。

次に中央・下流部のエリア平均濃度につきましては、年平均値で環境基準値をわずかに超過してございますが、直近の測定値は環境基準値以下となっており、あとわずかで揚水による浄化終了要件を満たすところでございます。

次に第二帯水層につきましては、1,4-ジオキサンの濃度が1年間継続して環境基準値以下となっている地点は23地点中5地点でございました。

この他、直近の測定値が環境基準値以下となっている観測地点は2地点でございました。

第二帯水層低濃度エリアの平均濃度の年平均値は、環境基準値以下となっておりますので、揚水による浄化の終了要件を満たしてございます。

高濃度エリアの平均濃度は環境基準値を超過してございますけれども、こちらにつきましては、浸出水処理施設の計画処理水質である0.5 mg/L以下となっております。

今後の浄化の進捗に向けた対策についてですが、4つのエリアのうち3つのエリアで揚水による浄化終了要件を満たしている、またはあとわずかで要件を満たす見通しであるなど、浄化は着実に進んでいるものと認識してございます。

今後は、第二帯水層高濃度エリアの浄化を加速させるため、今年度、新設した注水井戸及び注水用横ボーリングを含めた浄化設備を最大限活用し、現場内地下水の汚染物質の濃度が環境基準値以下となるよう最善を尽くして参ります。

次に浸出水処理施設のモニタリング結果について御説明いたします。

資料1-2の34ページを御覧ください。

中段のグラフに浸出水処理施設の1,4-ジオキサンの濃度の推移を示しております。緑色の線で示しているのが原水、これは処理前の水でございますけれども、1,4-ジオキサンの濃度は低下傾向にあり、平成30年2月以降、3年以上にわたり計画処理水質以下で推移しております。

また、令和2年7月以降は、計画処理水質の50%未満で推移してございます。

このように水質が良くなっていることから、浸出水処理施設では、前回の協議会で御了解いただいた全処理工程バイパス運転を本年4月から開始し、現在まで

継続してございます。

これまで実施してきた浄化対策により、現場内地下水の水質は、浸出水処理施設で処理が不要な水準まで改善してございます。

最後になりますが、県としては、住民の皆様の安全・安心を第一に考え、早期に地下水浄化を終了できるよう、引き続き全力をあげて取り組んで参ります。

御説明は以上です。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、竹谷主査の方から御説明がありました。まずは、浄化が着実に進んでいるということで、さっきもありましたように、住民の皆さん方の安全・安心を確保するためにも、もっと良くするということがございました。

これに対しまして、何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

はい、どうぞ。

坂本委員： 資料1-1を拝見しますと、亜硝酸性窒素については、違うかもしれないということでしたけども、1,4-ジオキサンについては、私のような素人から見ると、まだまだ基準値以下とは言えないのかなというふうな感じがしておりました。1,4-ジオキサンの基準値については、数値が少しずつは下がっているんでしょうけども、しっかり行っているにもかかわらず、下がってない部分があるのかなと思うんですが、基準に近づかせるのは承知しておりますけども、それがもし、この協議会が終わる予定までに基準値が下がらなかった時は、今後、どうなるのかなということが心配になるんですけども、その点については、どのようにお考えなのでしょうか。

事務局： ただ今のご質問は、産廃特措法の期限内に、終了要件まで達しなかったらどうなるかということですが、第一に県としては、今最も浄化が遅れている、第二帯水層高濃度エリアの浄化を着実に進めていて、なおかつ、今、追加対策をやり始めたところです。まずは、これを一生懸命やって、浄化がどの程度進むのかを見極めたいと思っています。

そうした中で、終了要件を決めたわけですから、その終了要件に達するまで、県としては浄化を継続することになると思います。

末永会長： ありがとうございます。いいですか、坂本委員。

坂本委員： はい、きちんと要件に達してから終了するということが聞けたので。

末永会長： ありがとうございます。
その他、御意見、御質問。
宇藤委員、どうぞ。

宇藤委員： 坂本委員の質問にも似ているんですが、資料1 - 3の4ページの第二帯水層の高濃度の部分の数字を見ますと、徐々に下がっているのではなくて、数値が上がったりする部分もあったりするので、これから横ボーリングをしながらいろいろ推移を見ていくとおっしゃいましたけども、是非、第二帯水層の高濃度の部分をよろしく願います。

末永会長： そういう御要望ですが、どうぞ。

事務局： 承知しました。一生懸命やります。
年平均値の推移を見ていくと、着実には下がってきております。ただ、ある時期だけ取ってみると、本当に上がったり、下がったりしているんですけども、井戸によっては、濃度が下がりづらいところがあったりするんですけども、全体としては、下がってきているということです。

末永会長： よろしいですか。

事務局： 一生懸命やっています。

末永会長： よろしいですか。
その他、ございますか。
では、第2番目の案件の方に移らせていただきたいと思います。
2番目、地下水浄化に係る第3次評価結果に基づく追加対策工事の実施内容について御報告いただきます。よろしく願います。

事務局： 県境再生対策グループの對馬と申します。
本年の4月からこの部署に来まして、皆様とお会いするのは今回初めてということで、どうぞよろしく願います。座って説明させていただきます。
私の方からは、地下水浄化に係る第3次評価結果に基づく追加対策工事の実施内容について、資料2に基づき御説明いたします。
まず、追加対策工事の実施内容についてですが、昨年度実施した地下水浄化に係る第3次評価の結果、第二帯水層高濃度エリアにおいて、局所的に浄化が進んでいない場所が判明したことから、当該場所の浄化を促進するため、新たに注水

井戸3基及び注水用横ボーリング2本を設置いたしました。

新設した注水設備の内容は、中段にお示ししております表のとおりですが、設置場所や対策のイメージを添付資料1にお示ししております。

この資料は、前回、第66回協議会でもお示ししているものですが、まず平面図の黄色い丸印、こちらが注水井戸になります。

そして、黄色の太線が2本ございますけども、こちらが注水用横ボーリングですけども、これらの設備から注水を行うことで、これまで浄化があまり進まなかったDW-7、DW-11、DW-16、DW-18及びア-43の浄化が促進されることを期待しております。

資料2に戻りまして、表の上の下線を引いている部分です。設置工事は本年6月着手し、注水用横ボーリングは8月に注水井戸は9月にそれぞれ完了しております。

現場視察に御参加された委員の皆様には、実物を御覧いただけたかと思いますが、添付資料2の方に浄化設備の写真をお示ししております。

注水用横ボーリングにつきましては、こちら、下の方の写真ですけど、8月19日から注水を開始しております。上にごございます注水井戸の写真ですけども、注水井戸については、9月15日から注水を開始しております。

県としましては、今年度新設した浄化設備を含めた既存の浄化設備を最大限活用しまして、早期に現場内地下水の汚染物質の濃度が環境基準値以下となるよう最善を尽くして参りたいと思っております。

説明は以上です。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、追加対策工事、今日、午前中にこれも実際見られたと思いますが、その辺も含めまして、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

では、鈴木委員。

鈴木委員： 鈴木と申します。

追加対策工事で横ボーリング井戸とありましたけども、これから冬を迎えるんですけども、注水は続けられる予定でしょうか。

というのは、この配管を見るとむき出しのままなので、凍結防止とか、そういう対策をされる予定はとありますでしょうか。

末永会長： いかがですか。

事務局： 冬場については、凍結というものは考えられますので、冬期間は注水を中止すると。春先から開始するというふうに考えております。

鈴木委員： 分かりました。ありがとうございます。
注水の中止もできるような仕組みになっているんですね。

事務局： はい、そうですね。

鈴木委員： 分かりました。ありがとうございます。

末永会長： よろしいですか。
その他、ありますでしょうか。
特段なければ、次の案件に進んでよろしいですか。
それでは、3の案件に入ります。令和3年度跡地整備工事の進捗状況についてということで、事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、案件2に引き続き、案件3の令和3年度跡地整備工事の進捗状況について、資料3に基づき御説明いたします。

まず、本年度実施しております跡地整備工事の内容についてですが、本年2月に開催した第66回協議会において、地下水浄化に影響しない一部の施設の撤去などを行うことが決定されておりますので、防災調整池撤去工事、西沢沈砂池復旧工事及び鉛直遮水壁付近への縦坑設置工事を実施しております。

添付資料の1から3が前回協議会の資料でございますが、まず、添付資料1には、本年度の実施箇所をお示ししております。

黄色で囲んだ部分が本年度実施箇所でございます。

次に添付資料2でございますけれども、こちらは、西沢沈砂池復旧及び防災調整池の撤去内容をお示ししております。

続いて、添付資料3でございますが、こちらは、鉛直遮水壁付近への縦坑設置工事をお示ししております。

新規に掘ります縦坑3基のうち、集水用横ボーリングを伴う縦坑1基は、工事の錯綜を回避するため、次年度工事としております。左下の平面図のオレンジの丸印を黄色で囲ったものが、本年度実施している縦坑です。

また、地下水の流れ、③と表記している通水孔についても、本年度実施しております。

続いて、工事の進捗状況についてですが、防災調整池撤去工事及び西沢沈砂池復旧工事は、既に完了しております、施工状況の写真を添付資料の4にお示し

しております。

防災調整池については、左上の施工前の写真で黒く見えている部分、これがコンクリートマットですけども、こちらのコンクリートマットなどを撤去しまして、マットが設置されていた法面には、種子の吹付を行い、植生を施しております。

また、西沢沈砂池については、現在、地形を1mほど掘削しまして、沈砂池を復旧しております。

写真は、作業途中のものでございますが、現場は既に完了しております。

鉛直遮水壁付近への縦坑設置工事につきましても、現在、順調に工事が進んでおり、計画どおり本年12月までに工事を完了できる見込みとなっております。

説明は以上でございます。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今の御説明に関しまして、何か御質問なり、御意見がありましたら。

鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員： 鈴木です。

工事を行った、防災調整池がこういう形になっていますけども、機能としてそのままになっていますよね。ですから、大雨、防災調整池、必要な時は活用することになるんですか。防災調整池が撤去されたわけではないですよ。表面の保護を取り除いたという形になるんですか。

事務局： 調整池の排水される部分、出口部分が、撤去前は上というか、溜まって上から流れる形になっているんですけども、今度は、溜まらないように下の方から排水されるようになっております。

鈴木委員： 写真の右上、この辺のあれですかね。

事務局： そうですね。写真の、右の写真の施工後、令和3年9月の写真の中の左上の部分が排水される口になります。

鈴木委員： 柵みたいな形、これが水が流れる形になっているんですね。

事務局： はい。撤去工事前のような調整機能はなくなっております。

鈴木委員： 調整池としての機能はないんですね。

事務局 : はい。

鈴木委員 : 例えば、あとは、ここの維持管理なんですけど、それはどのように考えているんでしょうか。例えば、ここの斜面が崩れるとかした場合には、どのような対策をとることを考えていますか。

事務局 : 斜面については、植生を施しまして、できるだけ長期間、保つようにしています。

鈴木委員 : 入口のところは、どのようになっていますか。

事務局 : 入り口のところは、碎石とかやって、できるだけ土砂が流入しないようにしています。

鈴木委員 : では、青森県さんとしては、こちらの調整池も跡地みたいな形になりますよね。特に、これから維持管理をするということはない。

事務局 : そうです。基本的には、このような状態で、特段の維持管理は不要と考えております。例えば斜面が崩れてしまった場合などには、必要に応じて、その都度対応を検討することになると思います。

鈴木委員 : 分かりました。ありがとうございます。

末永会長 : 鈴木委員、いいですか。
その他、ありますか。

末永会長 : 実は、まだ30分弱なんですけど、本当はここら辺で1時間かかるだろうという見込みだったんですよ。しかし、実際、淡々と進んでいきましたので、いかがでしょうか、もうちょっと進めてから休憩ということにしましょうか。それじゃ、皆さんの御協力で進んで参りましたので、案件の4番、そちらの方にいきたいと思います。

岩手県が県境部に設置している鋼矢板の地上露出部分の切断について、ということですね。これに対しまして事務局の方から御説明いただきます。

事務局：環境保全課の工藤と申します。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

私の方からは、資料の4、岩手県が県境部に設置している鋼矢板の地上露出部分の切断について、御説明いたします。

県境不法投棄現場は、県境をはさみ岩手県側が高くなっていることから、岩手県側で生じる表流水と地下水が本県現場内に流入する地形となっております。

このため、岩手県では、同県の実施計画において、特定産業廃棄物等の除去完了後、表流水及び地下水が共に東側、岩手県側へ流下するよう、県境を概ねの頂点として、東側に次第に低くなるよう地形整形や地盤改良等の必要な措置を講ずることとしております。

現在は、県境部に鋼矢板などが設置され、本県への表流水及び地下水の流入が防止されている状況となっております。

岩手県では、今年6月に開催した第82回協議会において、事業終了を見据えた現場工作物の解体撤去及び地形整形についての案件が審議され、鋼矢板は残置する工作物とし、地下埋設部は残置するが、地上露出部は景観に配慮し、原則切断するという案が了承されました。

その際、岩手協議会委員から、鋼矢板の切断については、青森県と十分協議して欲しいとの意見が出されたことから、岩手県から本県に対し、鋼矢板の切断イメージ案が示され、意見を求められているものです。

切断案については、岩手県で9月に書面開催した第83回協議会において、具体的なイメージ図が示されました。岩手県の協議会の資料は、別添資料4-2となっております。

岩手県協議会で示された切断案の内容を簡単に御説明させていただきます。

まず1つ目として、本県の管理道路の高さに合わせ、鋼矢板の地上露出部分を切断することとしております。地下埋設部分は、今までと同様に残置されることとなっております。

お手元の資料4-3を御覧ください。

本日、現場視察の際に御確認いただいたと思いますが、本県管理道路から見える鋼矢板の地上露出部分を切断するものです。地上露出部分を切断することにより、両県景観が一体化するような形になると推測されます。

2つ目として、地上露出部分の鋼矢板切断後、岩手側の土地から本県側に向かって緩やかな斜面を整形するとしております。法面の表面については、植生工を施す予定となっております。

資料4-2の3ページを御覧ください。

岩手県側土地の土地整形概況図ですが、合成写真の赤の線が切断後の県境付近の土地の高さと状況を示しております。

法面勾配が1対2となっておりますので、緩やかな法面となる予定となっております。

3つ目として、岩手県側の表流水が本県に流れないように、法面の上部に側溝を整備し、岩手側の南調整池に導水することとしております。

なお、側溝は耐久性を考慮し、U字側溝及び蓋板の設置も検討しているとのこと。

資料4-2の1ページの県境鋼矢板周辺の地下水対策概況図を御覧ください。概況図の赤の太線が法面上部に整備する側溝となっております。

また、表流水が岩手側の南調整池まで導水されるよう整備する予定となっております。南調整池への表流水の流れは青い太線、点線で示されております。

今後のスケジュールとしては、岩手県では、本県協議会の意見を踏まえ、年度内に切断の準備作業を行い、来年度前半に切断工事を行う予定としております。

本県の対応としては、景観に配慮し、両県現場が一体的に見えること、また、岩手県ではU字側溝の設置などの表流水対策を行うとしていることから、鋼矢板の地上露出部分の切断を了承することとしたいと考えております。

以上です。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、事務局から御説明がありましたが、特に今日、午前中の現場視察で、現物を御覧になった方もいらっしゃると思いますので、その辺のイメージも一緒に御意見なり御質問なりいただきたいと思っております。

いかがでしょうか。

眞家委員。

眞家委員： 今日、現場を拝見して思ったのですが、例えば、この、資料4-3の下の真ん中、4m近い高さまで廃棄物が詰まっていたんだなと思うと、本事案を忘れないためにも、鋼矢板を幅2mだけ残しておくのがあってもいいんじゃないかと思うのですが、もし、よろしければ、全然切っても問題ないんですけども、そこのお考えをいただければ。

末永会長： 今の意見は、鋼矢板を半分の高さにして残すということでしょうか。

眞家委員： いえ、例えば、全部無くしてしまうのではなくて、1か所、真ん中のところ何か1か所、記念碑的に残しておくのもいいのではないかと思います。

末永会長： どうぞ、宇藤委員。

宇藤委員： さっきのお話に関連してですが。県の方が、鋼矢板のここまで廃棄物があったんですよと説明してくださったので、すごく重要な資料だなど、私は感じたので、どういう形でもいいから、残してもらえないのかなっていうことを申しました。

末永会長： 全部ですか。

宇藤委員： いいえ。

末永会長： 全部ではなく一部を。

宇藤委員： そうです。一部を。

末永会長： 眞家委員もそういう意見でしょうか。

眞家委員： はい。幅1mとか2mとかそのくらいを残すということです。

末永会長： 要するに切っても全然機能的には全く影響はない。今、お二人が言ったとおり、こういうふうなことで大変苦勞して、ようやくここまで来たんだと。その思いを形として残すために、鋼矢板の一部を残したらいかがかなという御意見だというふうに拝察いたします。

私なんかは、すべて切ってしまうと、違う記念碑を建てればいいと思いますが。鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員： 眞家先生と同じ考えなんですけど。やっぱり、この鋼矢板、後世に伝えるという意味で、現場に一部はやっぱり、保存しておいた方がいいんじゃないかと考えています。

どこの部分を保存するかというと、やっぱり跡地の利用の仕方とも絡んでくると思うんですね。ですから、そういうのを何かセットで残していければなと思います。鋼矢板の切断が先行していますので、私の要望としては、一部を残して欲しい。

末永会長： 残す場合には、要するにどこに残せばいいかという、景観の問題とか、あるいはいろいろな問題等々考えて、それはきちんと配慮した上で残した方がいいという御意見ですね。

岩手県の方では、これに関しまして何か議論されましたでしょうか。

二戸市

佐藤室長： すみません、こちらの方、岩手県の第82回、9月の協議会の方で提案されて審議して、市長も出席しておりましたので、そちらの方では、これについては、遮水機能とか、土留めの役割というところでの議論でしたので、特にここをコメントとか象徴的なものとして残すという審議はされておられません。

末永会長： 要するに機能的には全く問題ないので、切断するということについて、岩手県が青森県に配慮して、青森県にも1回検討してみてくださいというようなことだと思うんですね。

どうしようかね。県の方で何か、補足的な説明を、どうぞ。

事務局： まず、岩手県の協議会で、なぜ全部撤去にしたかという、鋼矢板自体が県境の象徴のようになっているという意見があって、また、岩手県の委員長も、鋼矢板を何とかしなければいけないという思いがあって、全体的に切断しようということで、うちの方に「どうでしょうか」という相談がありました。

この鋼矢板自体が、岩手県が設置して岩手県が管理しているものです。切断するにあたって、法面形成して、側溝を設けるなど、本県にも配慮していただけるようですので、岩手県の考えを尊重したいなというふうには思っています。

先ほど言った事案の承継という意味では、最終的に1号雨水貯留池がある部分は、活用ゾーンとして、何らかの形にするわけなんですけども、県境再生計画の中で、案内・承継板のようなものは設置しようということになっていますので、そちらでそういったことは、承継していけるのではないかなというふうに思っています。

末永会長： ありがとうございます。

そういう御意見といたしますか、青森県の方としても問題ないと。どうですか。

要するに岩手県が自分たちで作ったんだから、自分たちで撤去すればいいんですけど。やっぱり、県境であるということで青森県に対して、非常におもんばかっている御説明いただいたということですね。

それに対して、青森県の方としては、委員の方々の何人かは、いやいや記念碑としてはどうですか、というふうなことを言われたので、今、対策監から、要するにそれは違う形においてちゃんと承継できるはずだと。そういうふうな御意見です。その辺、どうですか。どうぞ、古川委員。

古川委員： 午前中、見てきましたけども、確かに、物凄い高さがあって、威圧されるような感じの鋼矢板なんですけど、私自身は、岩手県さんが言うとおりの、中途半端な形ではなく、全部撤去してしまう、頭を切ってしまうという形が一番いいのかなというふうに思います。その承継については、また別な形で何かしら、というふうなことにした方がいいと思います。この鋼矢板については、切つてよいと思います。

末永会長： ありがとうございます。

先ほど、対策監からあった報告に対して、今、古川委員としては、賛成の御意見だったと思います。

どういたしますかね。もう、切った方がいいんじゃないですか。対策監が言われるように、何かの形で残すことができるということなので。

どうぞ、宇藤委員。

宇藤委員： 切ってしまうことに関しては、景観のこととか言われると、それほど異論はないのですが。その現物は是非、取っておいて欲しいと思います。

末永会長： そういうふうな形で、今、切った一部分を、そういったものを何らかの形で保管できないかということですよ。そういうところ、考えられるんでしょう、どうですか。

事務局： そうですね。今、おっしゃった意見を岩手県の方にはお伝えすることにしたと思います。

末永会長： ありがとうございます。

宇藤委員からもそういう御意見が出た。どうでしょうか。私としては、岩手県さんが早期に撤去したいので切断するというので、それを青森県としても、了承したということ。

ただし、できれば、今、宇藤委員からありましたように、その一部を何らかの形でどこかに保管できないものだろうか、ということ付帯として付ける。

もう一つは、対策監、あるいは古川委員からもありましたように、何らかの、それを今後とも使えるような、どういう形になるか分かりませんが、そういったものを改めて違うところに設置するだとかも考えていくというようなことによるしいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

委員 : 異議なし

末永会長 : では、そういうふうな形でやらせていただきますよう。

岩手県さんの方には、本日出た意見を是非お伝えください。

そういうことで、案件の4まで参りました。

どうでしょうか。あと1つだけなので、続けてよろしいですか。

じゃ、続けましょう。

それでは、第5番目の案件ですね。今日の案件では最後になりますが、令和3年度における環境再生計画に基づく県の取組等についてということで、事務局から御説明いただきます。よろしくをお願いします。

事務局 : 環境保全課の鹿内と申します。失礼ですが、座って説明させていただきます。

それでは、資料5-1、令和3年度における環境再生計画に基づく県の取組内容等について御説明いたします。

まず、1つ目といたしましては、自然再生についてでございます。

(1)の森林整備につきましては、森林整備計画に基づきまして、昨年度も引き続き八戸市森林組合と連携し、御意見を伺いながら、植栽地の適切な管理を行っております。

また、成育状況について、本年7月に八戸市森林組合から評価していただいたところ、ヤナギ、ハンノキ、ヤシヤブシなど、森を形成する初期段階に養分が少ない環境下でも成長する先駆樹種が成長しているのが目立っているということで、全体的には概ね順調であるとの評価を得ております。

続きまして、(2)の現場見学につきましては、森林整備状況を情報提供していく必要があることから、今年度も昨年度同様、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、見学希望者に対応しております。

下の表に令和元年度からの見学者数を記載しております。御参考願います。

また、本年度から1300以上の個人、団体に毎月配信されている県の環境政策課所管のメールマガジンに2か月に1回のペースで見学希望の案内を掲載しております。

続いて、2つ目としては、地域振興でございます。

次の次のページ、森林計画に基づく地図がありますけども、下の表のちょっと下の方に赤い丸で囲っている部分、先ほども現場で御覧いただきましたけども、1号雨水貯留池の跡地、こちらを活用ゾーンとしておりまして、当面の方針として、このゾーンは、岩手県側と利活用が可能である場合には、岩手県と連携しながら活用することについて、第52回の協議会で御了承いただいているところでございます。

次、資料5-2を御覧ください。

岩手県では、令和3年6月12日に開催した82回原状回復対策協議会においてワーキンググループの活動を紹介して、2つ報告しております。

1つ目は、次のページをめくっていただきまして、高校で出前授業を行うなど、普及啓発活動を行っていくということです。

それから、2つ目といたしましては、その次のページをお願いします。

跡地利活用についての新たな構想を報告しております。

この岩手県側の跡地利活用の構想を資料に基づきまして、もう少し詳しく御説明させていただきますと、左上の四角の囲み部分ですけども、いわて県民計画のプロジェクトの中の1つ、水素利活用推進プロジェクトで、水素をエネルギー源として利活用する取組を通じて、低炭素で持続可能な社会の実現を目指すとしております。

右上の囲みにいきまして、現場跡地をモデル地として、水素関連作業の可能性調査を行うなど、現場跡地の価値を高める取組を進めていく考えで、例えば、太陽光発電設備を設置して水素を製造し、農林水産分野で利活用を図っていくということのようです。

事業計画といたしましては、今年度は実証データの可能性を調査し、可能であるということであれば、令和4年度から6年度に事業実施主体を選定して、令和7年度以降の事業開始ということになっております。

また、資料5-1の方に戻っていただきます。

資料5-1の2ページ目に入ります。

本県といたしましては、ただ今、説明した岩手県における跡地活用の取組が可能性調査の段階であることから、引き続き岩手県の検討状況等を注視していくとともに同県との一体的な利活用の実現の可能性や本県におけるこれまでの県民による環境再生の森づくりを活かした取組等、下に例をあげておりますが、例えば、現場再生のための森づくりとして、平成26年、27年に県民が植樹した29種の樹木の標本木を展示的に植えて、環境学習の一環として植樹エリアと一体に活用するなどといったことを含めて、岩手県との一体的利活用とは別に田子町さんと意見交換をしながら検討していきたいと考えております。

また、ウェブアーカイブによる利活用可能な土地情報の発信等を継続して参ります。

それから3つ目としては、情報発信。

(1)として、ウェブアーカイブを更新して、本県の植栽地の定点撮影写真など、情報の公開を継続して参ります。アクセス件数につきましては、表のとおり、令和2年度の実績は、令和元年度を若干上回り5,692件となっております。

次に(2)としましては、浸出水処理施設と田子町町立図書館における資料展示を継続しております。

最後になりますが、(3)としては、事案紹介等のDVDの貸し出しを継続して参ります。

説明は以上です。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、事務局の方から、令和3年度における「環境再生計画」に基づく県の取組等についてということで御報告いただきました。

特に新しく変わったのは、岩手県の跡地利活用の構想ですね。

水素って聞いてびっくりしたんですけどね。

何かこれに関しまして御意見なり御質問なり。

どうぞ、坂本委員。

坂本委員： 坂本です。

現場見学のところで教育機関が令和3年9月までで68件とあります。これは、大体どういうところからの見学でしょうか。

事務局： このうち60人が田子町の小学校の4、5年生の方が現場学習で60名来ております。あとの8名は、八戸工業大学の学生さんたちが、研究を兼ねてということで訪れております。

以上です。

坂本委員： ありがとうございます。

そういう現場見学でどんな話をするのかなというのを、ちょっともし良かったら聞かせていただければ。

事務局： 小学校の方は、地元の方が児童に説明しておりました。

坂本委員： あともう1つは、岩手県さんでのご提案をなさっているようですが、私は、やっぱりこれはせっかくのゾーンなので、森というか、森林のことが日本で随分荒れているということが言われていると思うので、森林の重要性を示すような場所にしていけたらいいなというふうに思います。もちろん、これまでの歴史も大事ですけども、森林の重要性に関連するようなことを発信していただきたいなと思います。

末永会長： ありがとうございます。

県の方としては、2ページにありますように、いろいろ考えてあるという。二戸市では、出前授業をどういうところに行っているんですか。

二戸市

佐藤室長： こちら、県からの資料なので、県の方は出前授業だと思います。二戸市では、昨年度は実施できなかったんですけども、中学生を対象にして二戸市で「土曜チャレンジ」というのをしています、その中の一環で希望した中学生を対象に現場を見て考えようというような取組みをしたりしております。

末永会長： 青森県の場合は、特に田子町の小学生、二戸市の場合は中学生と、ちょっと内容的には若干違うんですね。青森県でも、中学生、高校生あたりに知ってもらうというのはありがたいなと思います。

その他、ありますか。岩手県の方では、一体的利活用の検討をやっているみたいなので、これはこれで、その状況を見極めてください。続けて、特にグリーン水素というやつですけども、実現までには多くの課題があり大変だなと思いますので、引き続き検討状況を注視してください。

宇藤委員、どうぞ。

宇藤委員： 地域振興のことになりますが、選別ヤードの跡地の活用ゾーン、この計画は、跡地活用の、令和4年度までにある程度の案を出すものだと思うんですが、水質が環境基準に達しなかった場合は、なかなか活用ゾーンに取り組むのは難しいのではないかと感じますが、その点はいかがでございますか。

事務局： 1つは、岩手県との一体的活用の見極めというのがまずあると思います。それで、これは、無理だなというふうになった場合、今、ここに例で示したような取組もあるのではないかなというふうな検討に移っていく流れだと思っています。

最終的にいつまで決まればいいのかというと、やっぱり、今おっしゃったように、あの雨水貯留池が撤去される前には決めておかないといけなくて、ちょっと、今、

まだそこまで見えてきていない状況にあって、その辺のタイミングは、岩手県との活用の見極めと、うちの浄化のスピードを見ながら決めて、方針は協議会で諮って検討していきたいと思っています。

末永会長： いいですか。

宇藤委員： もし、その時点で、令和4年の時点で、そのことが明確にならなかった場合は、どのようになりますか。

事務局： 令和4年度には、今の補助事業期間内、国の特措法の期間内に決め切れるのかというのは、岩手県との連携的活用の問題もありますので、いずれにしても、雨水貯留池撤去の前までには決めるということです。令和4年度以降であっても、それまでには決めないといけない。

今、まだ令和4年度内に確実に方針を決めるというようなところまでは、ちょっと言及できない。というのは、岩手県との一体的活用の件があるものですから。

末永会長： 令和4年度で終わります、国からの補助が出ませんよということで、バシッと切るとか、そういうことではないです。スケジュールどおりやるということではない。宇藤委員が心配されていることがあれば、十分に岩手県と協議しながら、どのようにやるかということも、また、しかるべき時に検討しますよということです。

いいですか。

宇藤委員： 協議会そのものは、令和4年度で終了するのではないかと、私は思っていたので、それから先のことを言うのは、駄目でしょうか。

末永会長： 今と全く同じ協議会じゃないけども、新たな形でちゃんと手当はしていかなくやいかん、ということになるんです。どういう組織体になるかということは、またその時考えなければならぬ。

宇藤委員： 先生、よろしくお願いします。

末永会長： そうということです。

それから、誰か最初に申されたように、安全という科学的な根拠をきちんとして、住民の方々に安心、納得していただく。どこまで青森県としてはやっていきましょうというような、その時の大方針ですから。その中身において、そうでは

ないのか、提案が必要なのか、それはまたしっかりした形で、委員会もしっかりやるし、あるいはいろんなしかるべき形でやらなきゃいけないということだと思います。

そういうことでいいんですね、県、部長。

佐々木部長： 令和4年度末で国の支援が終わるということになっていますが、協議会はその後どうするのかというのは、おそらく今まで議論したことが無かったと思います。

ただ、前々回の会議の時にあくまでも全ての井戸が数値を下回る状態にならないうちは、青森県はモニタリング、経過管理をしっかりとやっていきますというお話をしております。その中で、皆様方から御意見を伺うという場は必要になってくると思いますので、協議会のあり方も含めて、今後、皆様と御相談させていただくことになるというふうに考えております。

末永会長： そういうことですね。

その他、全体を通して何かありますか。野呂委員、リモートでいらしたけども、何か御意見、よろしいですか。

野呂委員： 聞こえますか？

末永会長： はい、どうぞ、野呂委員、何か。

野呂委員： すみません、会議の間、会場の音が途切れ途切れになってしまって、少し議論に追いつけない部分があったんですが、青森県としては、非常に丁寧にお仕事をされているというところが印象としてありますので、これからもしっかり丁寧に進めていくのが良いかなというふうに感じました。

感想になってしまいましたが、そんなところでございます。

末永会長： どうもありがとうございました。

その他、全体を通して何か御意見、どうぞ。

慶長委員： すみません、慶長です。

ちょっと話を戻すことになるかもしれないんですけども、この田子の跡地をどう整備するかということで、今までの見学者数が過去3年分しか載っていないんですけど、この見学者数が増えているとか減っているとか、毎年同じぐらいなのか、どうなのかなってちょっと疑問に思って、減っているのであれば、やっぱ

りちょっと発信が弱いのかなと思うし、増えているのであれば、多分、そういう施設を作った時に、より活用できるのかなと思ひまして、ちょっとその辺、聞いてみたいなと思ひました。

末永会長： どうですか。

事務局： 今の状況では、コロナとか、やっぱりなかなかこっちも積極的にできない部分もありました。また、県外からの視察者も少なかった。

ただ、その中でも、今年度から県のメールマガジンとかで、1,300人以上に、2か月に1回のペースで、こういった見学ができますよということを発信しています。

また、県職員としても、こういった事案を承継していかなきゃいけないので、県民局とかの職員自体も現場に行って、我々も説明して事案の内容を理解してもらっています。そういったことはやっています。

ただ、今、コロナという状況もあるので、収まれば、また積極的にやっていきたいなと思っています。

末永会長： よろしいですか。

慶長委員： 今の情報発信の仕方、私たちもそうですけど、年配の方だと新聞とかも結構見てくれるんですけども、若い人たちは、やっぱりSNSとか、そういうような媒体の方が反応が良いというのがあって、やっぱり、その辺、是非御検討いただいて、若い人たちにもどんどん情報を発信して見てもらえるような工夫をしていただきたいなと思ひます。

以上です。

末永会長： 是非やってください。こういう問題というのは、次のうんぬんで、あらゆるところで、なかなか難しいんですよ。しかし、本当にこの10何年間かけてやってきた問題ですので、この問題は、非常に大きな問題として承継していく必要性があると思ひますので、現に県の方で御努力いただいて。もちろん、田子町さんの方もいろいろ町民あげて、いろいろ御議論いただければよろしいと思ひます。

是非、お願いします。

その他、何かあれば。

なければ、実は、今2時45分ぐらいで、予定より45分ほど早く終了ということになりますが、よろしいですか。

それでは、今日の案件全て終わりましたし、特に岩手県さんの問題もこのよう

な形で進めていただくことになりましたので、よろしく申し上げます。また、今朝は朝早くから御苦勞様です。それから、野呂委員もリモートでありありがとうございました。

それでは、これでマイクを事務局にお返しいたします。

司 会： ありがとうございます。

以上をもちまして、第67回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。

なお、次回の協議会は、2月頃を予定しております。

開催日程につきましては、改めて照会させていただきますので、よろしく申し上げます。

本日は、ありがとうございました。